



認証番号  
090720

服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

## 服部事務所だより

〒683-0003 米子市皆生5-5-5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-8775

e-mail:hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/~hattori/

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。



平成22年12月号

### 年末賞与からの社会保険料・雇用保険料の控除額算出方法

- 社会保険料の控除額 ⇒ **標準賞与額 × 健康保険料率・厚生年金保険料率**  
(標準賞与額＝賞与総支給額から1,000円未満を切り捨てた額)
    - ・健康保険料率……  
介護保険に該当する人＝1,000分の54.2  
介護保険に該当しない人＝1,000分の46.7
    - ・厚生年金保険料率…1,000分の80.29
  - 雇用保険料の控除額 ⇒ **賞与の総支給額 × 雇用保険料率**
    - ・雇用保険料率……一般の事業＝1,000分の6  
土木・建築他の事業＝1,000分の7
- ◎ご不明な点は当事務所までおたずねください

### 労働保険事務組合 委託事業主の方へ 労働保険料納付に ついてのお礼

おかげさまで労働保険料  
(2期分)を完納することが  
できました。  
ご協力ありがとうございました。

# 12月の生活ホットニュース

## 労働者が「働きがい」を感じる時

### ◆「働きがいに関する意識調査」の結果

(株)NTT データ経営研究所では、今年9月に「働きがいに関する意識調査」を行いました。

### ◆「働きがい」は低下傾向に

「現在、働きがいを感じていますか」との質問では、「感じている」(13.0%)との回答と「やや感じている」(39.4%)との回答を合わせると、52.4%の人が働きがいを感じています。

しかし、3年前と比べて「働きがい」が低くなったと感じている人(44.8%)は、「働きがい」が高まったと感じている人(22.5%)を大きく上回っています。

### ◆何が働きがいを高める要因

「働きがいを特に高める要因」について、「仕事の価値の実感」(91.7%)、「仕事を通じての成長実感」(87.9%)、「仕事を通じての力の発揮」(86.3%)、「仕事が適性に合っている実感」(85.5%)、「仕事を通じた達成感」(78.2%)が上位を占めました。

### ◆阻害要因

逆に、「働きがいを特に阻害する要因」について、「会社での将来のキャリアイメージが描けない」(91.7%)、「会社では創造的な仕事を促す環境作りがない」(86.1%)、「会社の仕組み・制度・組織が整備されていない」(79.9%)、「会社の経営陣による折に触れたビジョンの発信がない」(78.6%)、「会社の将来性がない」(78.4%)が上位を占めました。

### ◆労働者の「モチベーションアップ」

また、「今の仕事をする中で、心の疲弊感を感じていますか」との質問に対しては、「感じている」と答えた人が 26.6%、「やや感じている」と答えた人が 43.1%で、合わせて約7割(69.7%)の人が「心の疲弊感を感じている」ことが明らかになりました。

### ◆「企業は人なり」

これら「働きがい」や「疲弊感」の有無については、労働者の個人的要因に基づく場合もあると思います。

しかし、会社として、労働者の「モチベーションアップ」に貢献できることはないかを考えてみることも大事です。意欲をもった労働者こそが企業を成長させるのですから。

また、大きな視野で見れば、政治が、今のような、輸出関連大企業向きの政策を改め、中小零細企業とそこで働く労働者を視野に入れた政策に舵を切ることも、重要です。

## 「賃金不払残業」「長時間労働」に関する相談内容

### ◆各都道府県労働局で一斉に実施

厚生労働省は毎年 11 月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施し、長時間労働やサービス残業の解消を促す取組みを行っていますが、その一環として今年 11 月 6 日に各都道府県労働局で一斉に行った「労働時間相談ダイヤル」の相談結果を発表しました。

相談件数は 787 件(昨年度比 114 件減少)で、労働者本人からの相談が 495 件(62.9%)、労働者の家族からの相談が 235 件(29.9%)で、相談内容は、「賃金不払残業」に関するものが 438 件(55.7%)、「長時間労働」に関するものが 247 件(31.4%)を占めています。

以下に、この「労働時間相談ダイヤル」における相談内容の事例を紹介します。

### ◆「賃金不払残業」に関する相談内容例

#### (1)卸・小売業で働いている労働者からの相談

スーパーで勤務しています。労働時間は自己申告で管理しており、1カ月 100 時間を超える残業をしています。正しく申告できない状況にあるため、残業手当が一部しか支払われていません。

#### (2)製造業で働いている労働者からの相談

工場で働いています。交替制勤務ですが、1日4～5時間の残業が慢性化しています。タイムカードは終業時間で打刻させられるので、その分の残業手当が全然支払われません。

### ◆「長時間労働」に関する相談内容例

#### (1)卸・小売業で働いている労働者からの相談

清涼飲料水の自動販売機への商品の補充作業をしています。ほとんど毎日のように1日 13 時間に及ぶ勤務ですので、1カ月にすると 120 時間以上の残業をしており、家族団らんの時間が作れません。

#### (2)警備業で働いている労働者の家族からの相談

夫がシステム関連の仕事をしています。残業や休日労働が多く、長い月で1カ月 150 時間を超える残業や休日労働をしています。労働時間を自己申告していますが、実際の時間を申告するのは困難なため、会社は労働者の労働時間について適正に把握していません。夫の健康状態が心配です。

### ◆労使トラブルは近年増加傾向

近年、労働時間や割増賃金に関する労使トラブルは増加しています。トラブルを発生させないよう、日頃から法令遵守を基礎に、よりよい労使関係を築いていく必要があります。